

新型コロナウイルス感染症に伴う代替保育利用届

【代替保育施設名】

園 施設長 様

| | | |
|--------------|--------------|---------|
| 届出者 (保護者) | フリガナ | |
| | 氏名 | |
| | 住所 | 松江市 |
| フリガナ | | 所属保育所等名 |
| 児童名 | 年 月 日生 (満 歳) | 電話 () |

新型コロナウイルス感染症が原因で所属する保育所等が休園しており、どうしても家庭で保育することが困難であるため、代替保育利用届を提出します。

1～3についてご確認いただき、にチェックを入れてください。

- 1. 代替保育を利用する児童は、濃厚接触者に該当せず、感染の可能性はありません。
また、同居する家族の全員が濃厚接触者ではありません。
- 2. 所属する保育所等に休園及び濃厚接触者等の状況について確認することを了承します。
- 3. 陽性者の発生など代替保育施設の状況により、利用日に代替保育が実施できない場合があることについて了承します。

●保護者の状況

※代替保育を利用できるのは、同居する保護者全員が「社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)」又はひとり親世帯等の児童に限ります。

保護者の仕事内容について、別表の業種番号を記入してください。(ひとり親の場合は除く)

保護者がひとり親である場合は、「ひとり親」の欄に○をつけてください。

| 保護者氏名 | 勤務先名 | 別表の業種番号 | ひとり親 | 備考 |
|-------|------|---------|------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

●利用予定日

利用予定日、時間帯を記載してください。児童が所属する保育所等が児童の受入を再開する日の前日まで利用できます。

| | |
|-----|-------------|
| 1日目 | 年 月 日 : ~ : |
| 2日目 | 年 月 日 : ~ : |
| 3日目 | 年 月 日 : ~ : |

※予定が変更になる場合は、速やかに代替保育施設にお知らせください。

●この用紙は、利用日の前、代替保育施設の指定する日時までにご提出ください。

(裏面へつづく)

●下記の事項について記載してください。

| | | | | | |
|--------------------|----------|-------------|-------|-------------|----|
| 所属する保育所 等での保育形態 | 標準時間・短時間 | | | | |
| 児童の送迎 | 送者氏名 | | 続柄 | | 方法 |
| | 迎者氏名 | | 続柄 | | 方法 |
| 児童の健康 | 平熱時体温 | ℃ | 投薬 | 有・無 | |
| | 既往症 | 有・無 | アレルギー | 有・無 | |
| | 障がい | 有・無 | ことば | 普通 やや遅い 遅い | |
| 過去2日間の 健康状況 | 児童 | (2日前) 良好・不良 | | (1日前) 良好・不良 | |
| | 同居の家族 | (2日前) 良好・不良 | | (1日前) 良好・不良 | |
| 保護者 の連絡先 | (1) | 続柄 | | 携帯 勤務先 | |
| | (2) | 続柄 | | 携帯 勤務先 | |
| その他緊急時の 連絡先 | 続柄 | | 電話 | | |
| | 続柄 | | 電話 | | |

●代替保育施設の電話番号・FAX・メールアドレス●

・保育所型認定こども園 比津ヶ丘保育園

TEL:26-2025 FAX:26-2275

encho-hitsugaoka@hitsugaoka.com

・保育所型認定こども園 わらべのその

TEL:28-2248 FAX:28-2281

encho-warabenosono@hitsugaoka.com

・幼保連携型認定こども園 融合こども園

TEL:61-0087 FAX:61-0086

encho-yugo-c@hitsugaoka.com

・融合乳児園

TEL:28-2218 FAX:28-2234

encho-yugo-ny@hitsugaoka.com

(別表) 社会機能維持者 (エッセンシャルワーカー)

| 業種 番号 | 事業内容 (関連業務も含む) | |
|----------|---|---|
| 1 | 病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売・献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業・サービス業を含む。 | |
| 2 | 介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係、施設入所者への食事提供等、高齢者・障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業・サービス業を含む。 | |
| 3 | インフラ運営関係 | 電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等 |
| 4 | 飲食料品供給関係 | 農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等 |
| 5 | 生活必需物資供給関係 | 家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等 |
| 6 | 生活必需物資の小売り関係 | 宅配・テイクアウト、百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター |
| 7 | 家庭用品のメンテナンス関係 | 配管工・電気技師等 |
| 8 | 生活必需サービス | 銭湯、理美容、ランドリー、獣医、ホテル、宿泊 |
| 9 | ごみ処理関係 | 廃棄物収集・運搬、処分等 |
| 10 | 冠婚葬祭業関係 | 火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等 |
| 11 | メディア | テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等 |
| 12 | 個人向けサービス | ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等 |
| 13 | 金融サービス | 銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等 |
| 14 | 物流・運送サービス | 鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便、海運・港湾管理、航空・空港管理、倉庫 |
| 15 | 国防に必要な製造業・サービス業の維持 | 航空機、潜水艦等 |
| 16 | 企業活動・治安の維持に必要なサービス | ビルメンテナンス、セキュリティ関係等 |
| 17 | 安全安心に必要な社会基盤 | 河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等 |
| 18 | 行政サービス等 | 警察、消防、その他行政サービス |
| 19 | 育児サービス | 保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等 |
| 20 | その他 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なものを製造するもの 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業。学校等の業務に従事する者。 | |